

課題と背景

対応の方向性

避難情報関係

①警戒レベル4の避難勧告、避難指示の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また両方とも警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい

- ・住民ウェブアンケートでは、
－避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満
- ・市町村向けアンケートでは、
－警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割

②警戒レベル5災害発生情報は、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない

・「緊急に安全を確保するよう促す情報」の名称等に加え、屋内移動等による安全確保や高齢者等に対して早期の避難を促すことの明確化、新たな避難情報の制度の周知等について検討が必要

広域避難関係

・災害発生前に国が対策本部を設置できない

- ・災害発生前に、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置できるのに対し、(国の)非常災害対策本部は、非常災害が発生した場合にしか設置することができない。
- ・大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者等の関係機関が連携して対応する必要がある。

・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が、避難先・避難手段の調整を行う仕組みがない

- ① 避難のタイミングを明確にするため、避難に関する情報としては避難指示に一本化
- ② 状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう市町村長が特に促したい場合に発令する情報を制度化

現行	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報	
↓	5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令)	
	4	危険な場所から全員避難	・避難指示(緊急) ・避難勧告	
	改善後	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
	5	命を守る最善の行動	② 緊急に安全を確保するよう促す情報 (名称は今後検討)	・状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう、特に促したい場合に発令される ・災害がまさに発生するおそれがある場合にも発令可能な情報と位置付ける ・必ず発令される情報ではない
	4	危険な場所から全員避難	① 避難指示 (現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令)	・避難を促す情報は避難指示に一本化

①②災害対策基本法に基づく情報

・「緊急に安全を確保するよう促す情報」の名称等に加え、屋内移動等による安全確保や高齢者等に対して早期の避難を促すことの明確化、新たな避難情報の制度の周知等について引き続き検討 R2年内

・「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置の制度化

- ・広域避難の準備・開始の段階で、広域避難を円滑に行うために、「災害が発生するおそれ」の段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができるように制度化する。

・避難先・避難手段の調整等の仕組みについて引き続き検討 R2年内